（指定介護予防短期入所生活介護事業者に係る指定の申請）

第百四十条の十　（略）

2～4　（略）

5　（略）

一～四　（略）

五　障害者総合支援法施行規則第三十四条の十一第一項第十二号　第一項第十二号

（指定介護予防短期入所生活介護事業者に係る指定の申請）

第百四十条の十　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第三項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第百四十条の十七の五に定める種類の障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一～四　（略）

五　障害者総合支援法施行規則第三十四条の十一第一項第十三号　第一項第十二号